

第5編 大規模火災等編

第1部 大規模災害対策	5-1
第1章 大規模火災対策	5-1
第1節 基本方針	5-1
第2節 予防計画	5-1
1. 建築物の不燃化の促進	5-1
2. 防災空間の整備・拡大	5-1
3. 市街地の整備	5-1
4. 火災予防に係る立入検査	5-1
5. 住宅防火対策	5-2
6. 多数の者を収容する建築物の防火対策	5-2
7. 文化財の防火対策	5-2
8. 消防組織及び施設の整備充実	5-3
第3節 応急対策計画	5-3
1. 応急活動体制	5-3
2. 災害対策本部等の設置基準	5-3
3. 情報収集・伝達体制	5-3
4. 災害救助法の適用	5-3
5. 消防活動	5-5
6. 救助・救急計画	5-5
7. 交通規制計画	5-6
8. 避難計画	5-6
9. 救援・救護計画	5-6
第2章 林野火災対策	5-14
第1節 基本方針	5-14
第2節 予防計画	5-14
1. 広報宣伝	5-14
2. 法令による規制	5-14
3. 消火施設の設置	5-15
4. 林野等の整備	5-15
5. 林野火災特別地域対策事業	5-15
第3節 応急対策計画	5-15

1. 消防計画の樹立.....	5-15
2. 総合的消防体制の確立.....	5-16
3. 避難計画.....	5-16
4. 立入禁止区域の設定等.....	5-16
第3章 危険物等災害対策.....	5-17
第1節 基本方針.....	5-17
1. 危険物.....	5-17
2. 高圧ガス.....	5-17
3. 毒物劇物.....	5-17
第2節 予防計画.....	5-18
1. 危険物.....	5-18
2. 高圧ガス.....	5-19
3. 毒物劇物.....	5-19
4. 危険物等による環境汚染の防止対策.....	5-20
第3節 応急対策計画.....	5-20
1. 応急活動体制.....	5-20
2. 災害対策本部等の設置基準.....	5-21
3. 危険物.....	5-21
4. 高圧ガス.....	5-22
5. 毒物劇物.....	5-23
第4章 油等海上流出災害対策.....	5-24
第1節 基本方針.....	5-24
1. 対象災害.....	5-24
2. 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱.....	5-24
3. 事故原因者等の責務.....	5-25
第2節 予防計画.....	5-25
1. 油防災情報の収集.....	5-25
2. 広域的な活動体制.....	5-25
3. 災害応急対策への備え.....	5-25
第3節 応急対策計画.....	5-26
1. 防除方針.....	5-26
2. 情報連絡活動.....	5-26
3. 流出油の防除措置.....	5-26
4. 広報広聴活動.....	5-27

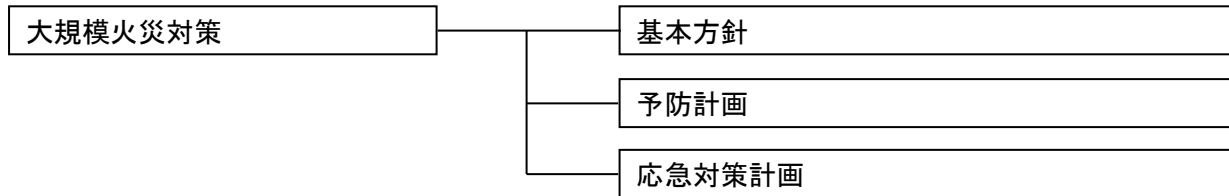
5. 環境保全等に関する対策.....	5-27
6. 油回収作業実施者の健康対策	5-27
第4節 その他	5-27
1. 補償対策	5-27
第5章 火山噴火降灰対策	5-29
第1節 被害想定.....	5-29
第2節 基本方針.....	5-29
第3節 予防計画.....	5-30
1. 噴火警報・噴火予報.....	5-30
2. 防災知識の普及・啓発	5-30
第4節 応急対策計画	5-30
1. 情報の収集・伝達	5-30
2. 農業従事者への支援.....	5-31
3. 降灰の処理と回収	5-31

第1部 大規模災害対策

第1章 大規模火災対策

実施体制〔総務企画課、建設水道課、教育委員会、警察署、消防本部、消防団、自衛隊〕

＜施策の体系＞



第1節 基本方針

本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2節 予防計画

1. 建築物の不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による、屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から町民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2. 防災空間の整備・拡大

都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良を進めていく。

3. 市街地の整備

町は、県の支援のもと、建築物の倒壊等の集中的被害を防ぐため、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

4. 火災予防に係る立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、または防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。予防査察の主眼点は以下のとおりである。

(ア) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動に必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

(イ) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。

- (ウ) コンロ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生の恐れのある器具の取り扱い状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (エ) 劇場・映画館・百貨店等、大規模集客施設での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- (オ) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取り扱いの状況が、火災予防条例に違反していないかどうか。
- (カ) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

5. 住宅防火対策

火災による死者の大多数を占める住宅火災の予防と被害の軽減を図るため消防本部及び消防団は、住宅用防災機器の普及・促進や住宅防災意識の普及啓発等を行う。

さらに、消防法により義務付けられている、住宅用火災報知機の設置の普及促進に努める。

住宅用防災機器の展示
 県等が作成した啓発用パンフレットの活用
 講演会の開催

6. 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権限者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- (ア) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- (イ) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- (ウ) 建築物等の維持管理及び自主検査ならびに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- (エ) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- (オ) 従業員等に対する防災教育の実施

7. 文化財の防火対策

本町には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。町内の文化財一覧は資料編：資料第32「文化財の現況」とおりである。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日ごろから適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。

なお、日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

8. 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

町は、消防団員の確保に努めるとともに、消防組織の充実強化を推進するため、必要に応じ、県へ情報提供等の支援を要請する。

(2) 消防施設等の整備充実

町及び消防本部は、必要に応じ県へ支援を要請し、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

第3節 応急対策計画

1. 応急活動体制

(ア) 町及び県は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(イ) 町及び県は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2. 災害対策本部等の設置基準

町は、大規模火災等に際して、県、国及び関連する防災関係機関と緊密に連携し、必要に応じて災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の設置基準は次の通りである。

(1) 情報収集体制

大規模火災により被害が発生または発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部

大規模火災により重大な被害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき

3. 情報収集・伝達体制

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

4. 災害救助法の適用

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合（同第4号）に適用する。被災後、迅速に災害救助法が適用され、同法に基づく救助が円滑に実施されるよう、町における災害救助法の適用基準、救助の程度・方法、期間及び窓口等について明確にしておく。（資料編：資料第56「災害救助法による救助の程度、方法及び期間について」参照。）

災害救助法の適用については、「第2編 第2部 第24章 災害救助法の適用」に基づき、次の通りとする。

(1) 適用基準

町は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当するかまたは該当する見込みがあると認めた場合は手続を行う。

(ア) 町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が下表の1号以上であること。

(イ) 県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が下表の基準第2号以上であること。

- (ウ) 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上の場合、または災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (エ) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたこと。

表 5.1.1 災害救助法適用基準

人 口	基 準	
	1 号	2 号
6,993人	40世帯	20世帯

- 注) 1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（当該市町村の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害（県が2,500世帯以上被災した場合は被災世帯数の基準が引き下げられる）をいう。
- 2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯等、床上浸水世帯等は、それぞれ2世帯3世帯をもって、全壊世帯1と換算する。
- 3 人口は令和2年度の国勢調査による値である。

(2) 被災世帯の算定基準等

① 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定は、

- (ア) 全壊、全焼もしくは流失した世帯は1世帯
- (イ) 住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯
- (ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(3) 住家の滅失等の認定

① 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

③ 上記に該当しない場合

上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(4) 住家及び世帯の単位

① 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。また、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

② 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(5) 災害救助法の適用手続**① 災害救助法の適用申請**

災害に際し、町域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。

② 適用要請の特例

災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第18条の規定により、災害救助法第23条第1項第4号の救助については、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。その後の処置に関しては、知事の指揮を受ける。

③ 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は知事に対して行うが、期間延長については、救助期間内に行う必要がある。

(6) 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、知事が実施者となり、町は、知事の補助または委任による執行として、救助を行う。

5. 消防活動

(ア) 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

把握した情報は速やかに県に報告する。

(イ) 町長及び消防本部の長は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

(ウ) 県は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき千葉県消防広域応援隊の出動を発災現場以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

(エ) 町は、発災現場の他市町村から応援要請を受けたとき、及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」ならびに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

6. 救助・救急計画

(ア) 町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

(イ) 町及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(ウ) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

7. 交通規制計画

警察本部は、現場の警察官、消防関係者等からの情報をもとに、地域住民の安全や緊急交通路の確保のための交通規制を図る。

8. 避難計画

- (ア) 町及び警察本部等は、発災時には人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。
- (イ) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (ウ) 町は、必要に応じて避難所を開設する。

9. 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、「第2編 震災対策編 第2部 第4章 消防活動計画の大綱」及び「第2編 震災対策編 第2部 第17章 飲料水、食糧、生活関連物資の供給」に基づき次の通りとする。

(1) 医療救護に関する計画

① 部隊運用

- (ア) 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。
- (イ) 救助に救急を伴う場合は、努めて常備消防救急隊と連携して行う。また、救急隊が間に合わない場合は町民と協力し、避難所等の救護所、近くの医療機関に搬送する。

② 現場活動の基本方針

消防本部は、消防活動方針のほか、他の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。
う回路についてあらかじめ検討し、部隊に周知させておく。

③ 消防署等における救護活動

- (ア) 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。
- (イ) 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。
 - 1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
 - 2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
 - 3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
 - 4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

④ 救急搬送

- (ア) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、救護班等の車両のほか、必要に応じて市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。
- (イ) 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

⑤ 傷病者多数発生時の活動

- (ア) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

(イ) 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

⑥ 関係機関との連携

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、町長は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」(資料編：資料第65)及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」(資料編：資料第39)に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施する。

(2) 食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画

地震発生直後から、住宅の倒壊、ライフラインの途絶などにより多くの避難者が避難場所に避難してくる。これらの避難者に対して、早急に飲料水、食糧、生活関連物資の供給を行う。

町は県に対し、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、県に対し物資の支援要請を行う余力がない場合にも県からの「プッシュ型」支援により最低限確保される。

プッシュ型支援等による物資は、事前に定めた町内各地の配布場所に集約して、物資供給に地域較差が発生しないような体制を構築する。

物資の配分と供給は、自治会による被害状況・被災地ニーズの情報収集等を活用し、迅速かつ効果的に実施する。

① 必要量、確保量の把握

飲料水、食糧、生活関連物資の供給に当たっては、避難者の人数を把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資、近隣市町からの搬送物資との調整を行う。

② 飲料水の給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最低一人1日3Lとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

③ 食糧供給の基準 (災害救助法適用の有無にかかわらず)

(ア) 炊出しその他による食品給与費の経費及び限度額

経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費である。

限度額

経費のうち雑費を除く合計額が1人1日当たり1,160円以内(災害救助法令和3年度基準)とする。

(イ) 炊出しその他による食品給与の期間

炊出しその他による食品給与の期間は、災害の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

④ 生活必需品等供給の基準（災害救助法適用の有無にかかわらず）

夏期（4月から9月まで）

表 5.1.2 生活必需品等供給基準(夏季) (災害救助法令和3年度基準)

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全焼、全壊また流失した世帯	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
半焼、半壊また床上浸水した世帯	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600

冬期（10月から翌年3月まで）

表 5.1.3 生活必需品等供給基準(冬季) (災害救助法令和3年度基準)

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全焼、全壊また流失した世帯	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400
半焼、半壊また床上浸水した世帯	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600

⑤ 供給方法

町は、大規模災害時においては、調達先から避難所等への直送が困難な物資について、物資集積拠点を開設して一元管理等を行う。また、小規模・局地的な災害時においては、避難所等で分散管理を行う方式も検討する。

外部からの支援物資等の夜間受け入れ体制を構築する。この際、受け入れ作業を担当する職員の負担を考慮して、業務ローテーション等の措置を講じる。

⑥ 給水方法

(ア) 実施機関

- 給水は災害救助法適用の有無にかかわらず町長が行う。
- 町長は、町限りで処理不可能な場合、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- 水道業者への応援要請については「水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

(イ) 浄・給水場等での拠点給水

町民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

(ウ) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

- 避難場所等への応急給水は、町が実施する。町のみでは実施不可能な場合は水道局等の水道事業者へ応援要請を行う。
- 重要施設である医療施設、福祉施設及び救護所等への給水について、町から要請があった場合は、町と協力して、他に優先して給水車等によりこれを行う。

(エ) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

消火栓等を活用した給水（可搬型）

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

仮配管による給水（固定型）

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

(オ) 水の缶詰による応急給水

水の缶詰は、町からの緊急要請に基づき、県が必要に応じて配布する。

⑦ 食糧の供給

(ア) 実施機関

- 食糧の供給は、災害救助法適用の有無にかかわらず町長が行う。
- 町長は、町限りで処理不可能な場合、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(イ) 調達方法

- 1) 米穀の調達は、町長が災害の発生に伴い給食に必要な米穀の数量を知事に申請し、知事は災害応急用米穀数量等通知書により関東農政局千葉支局長（以下「支局長」という）に通知する。支局長は、卸売業者に対して手持ち精米を知事または知事の指定する者に売却を指示する。ただし、災害が広範囲にわたり被害が多いときは、知事（農林部）が直接売却を受けて、農林水産省指定倉庫から調達する。
- 2) 乾パンについては、備蓄倉庫より知事の指定する場所まで政府運送の上、支局長より売却を受け調達する。ただし、備蓄数量に不足を生じたときは自衛隊備蓄（表2.17.3 自衛隊駐屯部隊一覧表）分より支局長が管理換えを受けて前項と同様調達する。
- 3) 米飯缶詰については、1の乾パンの取り扱いに準じて行う。
- 4) ア、イ、ウによる食糧の受渡し系統図は、図2.17.1、図2.17.2及び図2.17.3のとおりとする。

(ウ) 炊出しその他による食品給与の方法

- 1) 炊き出し等による食品の給与は、米穀、乾パンまたは一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては被災者が直ちに食することができる現物を給する。
- 2) 米穀による炊出し給与は、町長が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づく避難場所に設置された炊出し設備等により炊飯して行う。
- 3) 炊出し給与のための調味料、副食等は町における関係業者から調達し、これを充てる。
- 4) ただし、町において調達が不可能または必要数量を確保できないため、その補給について県が要請を受けたときは、町長に代わって知事が関係業者から調達し、補給する。

⑧ 災害救助法適用の場合の食品供給計画

(ア) 炊出しその他による食品給与費の経費及び限度額

経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費である。

限度額

経費のうち雑費を除く合計額が1人1日当たり1,160円以内(災害救助法令和3年度基準)とする。

(イ) 炊出しその他による食品給与の期間

炊出しその他による食品給与の期間は、災発の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故者等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

(ウ) 政府米の調達

政府米の調達を要するときは、次により処理する。

- 1) 知事は、災害救助用米穀緊急引渡要請書により支局長に要請するものとし、支局長は荷渡指図書(物品在庫数量が不明確なとき、または災害救助用米穀の所要量に変動が予想されるときは、概数荷渡指図書)を発行、交付する。
- 2) 交通通信が途絶し、災害地が孤立して前項の手続がとれないときは、町長は、関東農政局千葉支局長(支局長に連絡がとれない場合は、引渡しを希望する農林水産省指定倉庫の保管指導担当者である千葉支局職員(以下「支局長等」という)に文書をもって要請するものとし、支局長等は、災害救助用緊急引渡指示書を発行、交付する。
- 3) 受領
 - ・ 知事は、アにより荷渡指図書(概数荷渡指図書を含む)を受領する場合は、受領の証として荷渡指図書の下部欄外に記名押印する。
 - ・ 町長は、イにより災害救助用米穀緊急引渡指示書を受領する場合は、受領の証として指示書の下部欄外に記名押印する。
 - ・ 知事及び町長の代理人が荷渡指図書並びに災害救助用引渡指示書を受領する場合は、委任状を提出する。
- 4) 町長は、ハに定める支局長等に連絡がとれない場合に限り、農林水産省指定倉庫の責任者に文書により要請を直接行うことができる。
- 5) 知事及び町長は、ア、イ及びエにより農林水産省指定倉庫から政府米の引渡しを受けたときは、実引取人をして災害救助用米穀受領書(災害救助用米穀緊急引渡指示書下部欄外の実引取人の受領印を含む)を倉庫の責任者に提出する。
- 6) 倉庫の責任者は、エにより災害救助用米穀の引渡しを行ったときは、支局長等に対し連絡がつき次第速やかに、災害救助用米穀緊急引渡報告書により報告を行う。
- 7) 上記による食糧の受渡し系統図は、図5.1.2及び図5.1.4のとおりとする。

⑨ 食糧の受渡し系統図

(ア) 卸売業者の手持精米を供給する場合

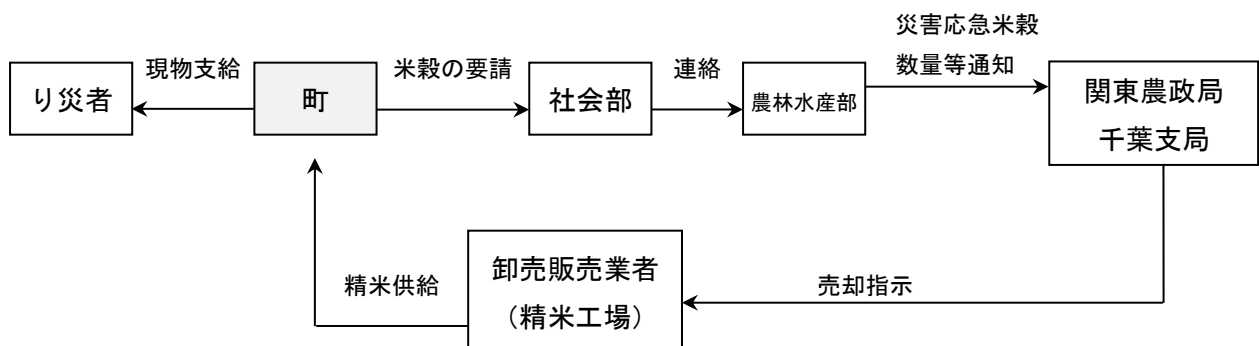


図 5.1.1 食糧の受渡し系統図(手持精米を供給する場合)

(イ) 知事（農林部）が直接売却を受け現物支給（社会部の指示により農林部）を行う場合（被害程度が大きな場合）

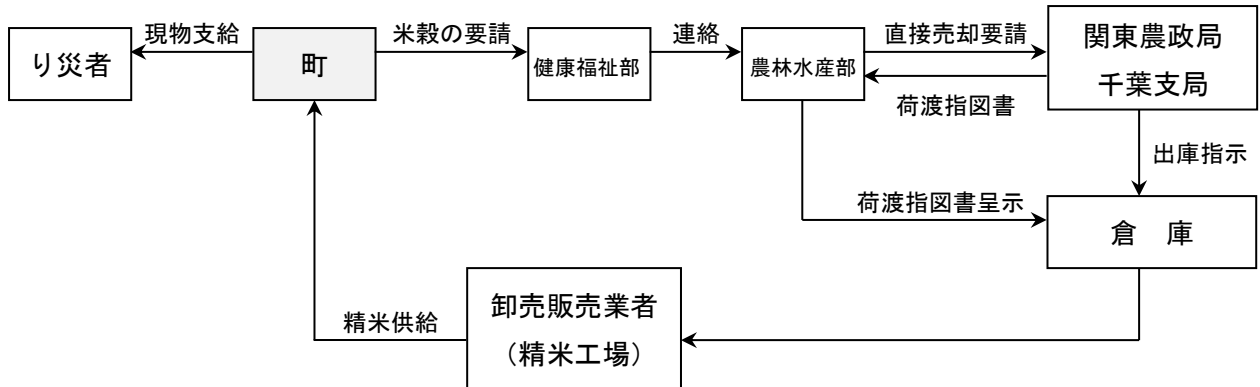


図 5.1.2 食糧の受渡し系統図(現物支給を行う場合)

(ウ) 乾パンの場合

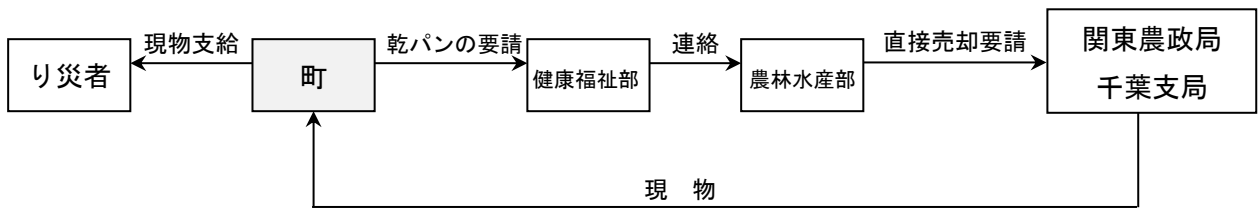


図 5.1.3 食糧の受渡し系統図(乾パンの場合)

(エ) 交通通信が途絶し孤立した場合の町の緊急措置による場合

- 町が関東農政局千葉支局に連絡がとれる場合

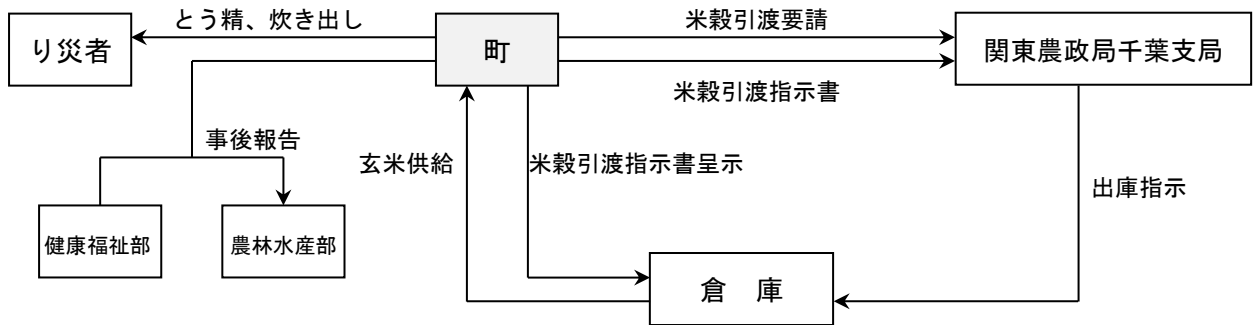


図 5.1.4 食糧の受渡し系統図(関東農政局千葉支局に連絡がとれる場合)

- 町が関東農政局千葉支局に連絡がとれない場合

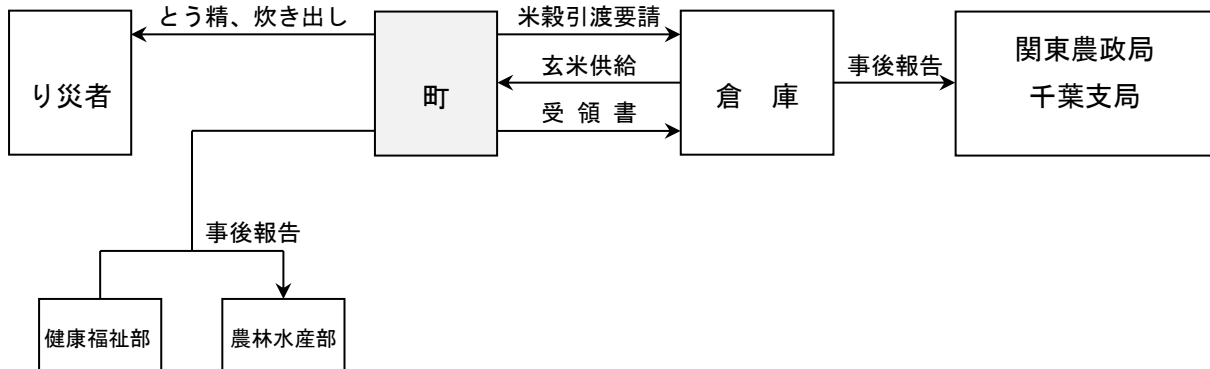


図 5.15 食糧の受渡し系統図

表 5.14 自衛隊駐屯部隊一覧表

駐屯部隊名	所在地	鉄道			TEL
		線名	駅名	駅～部隊 (km)	
習志野	船橋市薬円台 3-20-1	総武	津田沼	5.2	0474(66)2141
下志津	千葉市若葉区若松町 902	〃	四街道	2.2	043(422)0221
木更津	木更津市岩根 1-4-1	内房	木更津	0.5	0438(41)1111
〃	木更津市吾妻地先	〃	〃	3.0	0438(23)3411
〃	木更津市江川無番地	〃	〃	1.5	0438(23)2361
館山航空基地	館山市宮城無番地	〃	館山	4.0	0470(22)3193
第44警戒隊	南房総市平塚字嶺岡西牧乙 2-564	外房	鴨川	16.0	0470(46)3001
松戸	松戸市五香六実 17	常磐	松戸	9.0	047(387)2171
下総航空基地	柏市藤ヶ谷 1641	〃	〃	16.0	0471(91)2321

⑩ 生活関連物資の配布

(ア) 実施機関

- 1) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、災害救助法適用の有無にかかわらず町長が行う。
- 2) 町は、町限りで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

- 3) 町は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

(イ) 配布を受ける者

- 1) 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者
- 2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- 3) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- 4) 要配慮者

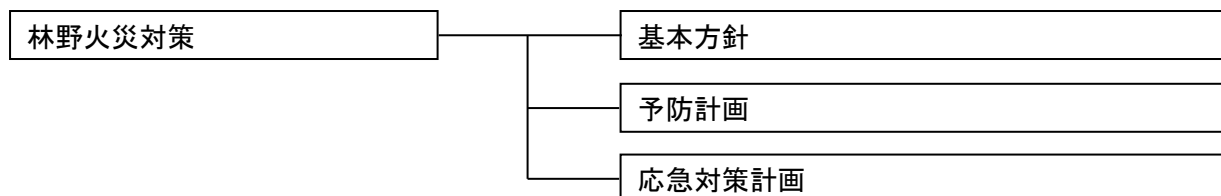
(ウ) 生活必需品等の内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

第2章 林野火災対策

実施体制〔総務企画課、地域振興課、教育委員会、各事業所、県、警察署、消防本部、消防団、自衛隊、各機関〕

＜施策の体系＞



第1節 基本方針

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となる恐れがあるため、林野火災に対する対策について定める。

第2節 予防計画

1. 広報宣伝

(1) ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

町は県の協力のもと、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、町防災行政無線、町広報紙、回覧板、有線放送等を利用し町民の注意を喚起する。

(2) 学校教育による指導

町及び県は、小、中学校の児童・生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

町、県及び森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

(4) 吸い殻入れの保持の徹底

町、県及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に、携帯用吸い殻入れの保持の徹底を図る。

2. 法令による規制

(1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第④項）

町は、町民に対し、火災警報発令下における火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

町は、林野率が高く火災発生危険度の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

3. 消火施設の設置

町及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽（自然水利の活用）を配備する。

4. 林野等の整備

(1) 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打ち、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

(2) 林道

町及び県は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

(3) 防火線

町、県及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

5. 林野火災特別地域対策事業

(1) 林野火災特別地域の決定

町は、事業を実施する地域について、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等に鑑み、次の要件に該当する区域の場合、県と協議して決定する。

(ア) 町における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の場合

(イ) 過去5年間における林野火災による焼損面積が300ha以上または過去5年間における林野火災の出火件数20件以上の場合

(ウ) 前記以外で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる場合

(2) 林野火災特別地域対策事業計画の作成

町は、林野火災特別地域に決定した場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

第3節 応急対策計画

1. 消防計画の樹立

(1) 消防の出動と配分図

町は、県が作成した地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図をもとに、消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議する。

(2) 重点地域の指定

町は、特に多発または大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

(3) モデル地区の設置

町は、モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

(4) 消防計画図の作成

消防本部は作成されている消防計画の中へ、林野火災消防計画図をとり入れる。

2. 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

町は、火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は、応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防御機器等の整備

町は、林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。

(4) 地域自衛組織の育成

町は、森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

町は、機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

町は、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整し、広域応援体制の確立に努める。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

空中消火は、自衛隊航空機等による支援を得て実施する。

町は必要に応じ、県へ航空機による空中消火を要請し、被害の拡大防止に努める。

表 1.2.1 航空機による空中消火体制

管理委託先	空中消火バケツ保管場所	臨時離発着場	水利
自衛隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場	山倉ダム、郡ダム、戸面原ダム、小向ダム、金山ダム、佐久間ダム、長柄ダム、東金ダム、勝浦ダム、荒木根ダム

(8) 救援・救護体制の確立

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、「第2編 震災対策編—第2部—第4章 消防活動計画の大綱」(p2-93)、「第2編 震災対策編—第2部—第17章 飲料水、食糧、生活関連物資の供給」(p2-146)に定める。

3. 避難計画

町及び警察本部は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

4. 立入禁止区域の設定等

警察本部は、災害が発生し被害が拡大する恐れがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第3章 危険物等災害対策

実施体制〔総務企画課、教育委員会、各事業所、県、消防本部、消防団〕

＜施策の体系＞

危険物等災害対策

基本方針

予防計画

応急対策計画

第1節 基本方針

本章は、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

1. 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、発災時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策ならびに応急対策について定める。

2. 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、発災時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

3. 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、発災時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第2節 予防計画

1. 危険物

(1) 事業所等

- (ア) 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。
- (イ) 消防法別表（資料編：資料第62）により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵しまたは取り扱う製造所、貯蔵所及び取り扱い所（以下「危険物施設」という）の規模に応じ、次の人員を配置する。

表 1.3.1 各選任者の予防対策

各責任者	役割
危険物保安監督者の選任	• 危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取り扱い作業の保安監督をさせる
危険物保安統括管理者の選任	• 危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる
危険物施設保安員の選任	• 危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる

- (ウ) 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

表 1.3.2 各事業者の予防対策

項目	対策
事業所等の自主的保安体制の確立	• 各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める
事業所相互の協力体制の確立	• 危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う
住民安全対策の実施	• 大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する

(2) 町及び消防本部

- (ア) 消防法に基づき、危険物施設の設置または変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。
- (イ) 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

表 1.3.3 町及び消防本部の予防対策

項目	対策
危険物施設の把握と防災計画の策定	• 危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する
監督指導の強化	• 危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる
消防体制の強化	• 消防本部は、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する
防災教育	• 危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う

2. 高圧ガス

(1) 事業所等

発災時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

① 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

② 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

③ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

④ 相互応援体制の確立

事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

⑤ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持・管理に努める。

さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

⑥ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

⑦ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 町及び消防本部

① 防災資機材の整備

(ア) 消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

② 防災訓練の実施

町は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

3. 毒物劇物

(1) 毒物劇物輸入業者等

① 毒物劇物取り扱い責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物輸入業者等は、毒物劇物取り扱い責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

② 管理体制の整備

毒物劇物輸入業者等は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

③ 施設の保守点検

毒物劇物輸入業者等は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

④ 教育訓練の実施

毒物劇物輸入業者等は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

(2) 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届け出を要する業務上取り扱い者についても、前記(1)により危害防止に努める。

4. 危険物等による環境汚染の防止対策

町及び消防本部は、県と連携のもと、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3節 応急対策計画**1. 応急活動体制**

(ア) 町は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(イ) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(1) 動員の伝達方法

本部事務局（総務企画課）からの職員の配備指令の伝達は原則として次の方法による。

(2) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、電話等により行う。

(3) 勤務時間外

電話、電子メールまたは防災行政無線による放送等により行う。

(4) 自主登庁または自主参集

勤務時間外に災害が発生した場合において、配備指令が伝達される前にそれぞれの参集基準に該当する災害情報を覚知した職員は、次の方法により速やかに自主登庁または自主参集する。

(5) 本部に所属する職員

(ア) 災害対策本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、本部員、本部事務局員はテレビ・ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく、災害対策本部設置（第2配備以上）の配備基準に該当すると判断される場合は、町役場に速やかに登庁する。

(イ) ただし、道路の損壊や交通手段の途絶等により、町役場に登庁できない場合は、保健福祉総合センター すこやかに参集し、災害対策本部と連絡をとり、災害応急体制に入ること。

(ウ) その他の職員については、(ア) に準じ対処する。

(エ) 災発のため、緊急に登庁する場合の服装は、作業服または災害対策業務に適した活動しやすく安全な服装とする。なお、災害の状況により必要な資機材及び携帯食糧等を持参する。

(オ) 参集途上において、可能な限り被害状況、災害情報等の把握に努め、参集後直ちに上司に報告する。

(カ) 参集途上において、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、付近の町民等と協力し、適切な措置をとる。

(キ) 病気その他やむを得ない事情により、参集できない場合は、何らかの方法、手段をもって本部員に連絡する。

(6) 動員対象から除外される職員

(ア) 平常時における病弱者、身体不自由者。

(イ) 発災時において急病、負傷等で参集が不可能となった者。

(ウ) その他本部長（町長）が認める職員。

(7) 職員動員の報告

各班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を本部事務局（総務企画課）に報告する。報告の時期については、特に指示があった場合を除き、1時間ごととする。本部事務局は、参集状況を取りまとめ、本部長（町長）に報告する。

(8) 災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡（総務班）

町は、災害の状況に応じ、県、指定地方行政機関及び指定公共機関に連絡または、県防災情報システムを利用し、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

(9) 動員職員の不足

発災後、動員職員が大幅に不足する場合は、受援計画及び県下全市町村で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、応援を要請する。

(10) 初動体制の見直し

職員の異動に伴い毎年初動体制を見直すこと。

また、勤務時間及び勤務時間外での各職員個々の役割分担を見直し、周知する。

(11) 職員のケア体制

大規模な災害に襲われたり、災害対応が長期化すると、災害対応に追われる職員の身体的・精神的なケアが必要である。厚生班（保健福祉課）は各班からの相談に応じ、職員の健康面に配慮した人員配置の見直しや、休暇の付与、カウンセリングの実施等、職員が過剰な労働負荷を負わない処置について検討し、災害対策本部に改善策を上申する。また、町はこれらの点を踏まえ、業務継続計画（BCP）に基づき、非常時優先業務とその他業務の区分を判断する。

2. 災害対策本部等の設置基準

(1) 情報収集体制

危険物等事故により被害が発生または発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部

危険物等事故により重大な被害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき

3. 危険物

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者または占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という）は、発災と同時に、次の措置をとる。

① 通報体制

(ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

② 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

③ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 町及び消防本部その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、町防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携のもと、次の応急対策を実施する。

① 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、町、県及びその他関係機関に発災の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

② 救急医療

消防本部は、当該事業所、県、医療機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

なお、警察本部、海上保安庁その他関係機関はこれに協力する。

③ 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

④ 避難

町は、警察本部と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設ならびに避難所への収容を行う。

⑤ 警備

被災地域における警備は、警察本部、海上保安庁が関係機関協力のもとに、社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

⑥ 交通対策

町は、他の道路管理者、警察本部、海上保安庁と連携して、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域ならびに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

⑦ 原因の究明

消防本部は、県、労働局、学識経験者とともに、災害の発生原因の究明に当たる。

4. 高圧ガス

(1) 事業所等

① 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

② 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

③ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じる。

④ 防災資機材の調達

防災資機材が不足しているまたは保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

⑤ 被害の拡大防止措置

可燃性ガスまたは毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 町その他関係機関

① 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

② 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じる。

③ 防災資機材の調達

消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、県、警察本部、他の消防機関及び海上保安庁と協力して防災資機材を調達する。

④ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 町は、必要に応じ避難の指示を行う。

⑤ 原因の究明

消防本部は、県、労働局、学識経験者とともに、災害の発生原因の究明に当たる。

5. 毒物劇物**(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等****① 通報**

毒物劇物が流出等により町民に保健衛生上の危害を及ぼす恐れがある場合には、安房健康福祉センター、警察本部または消防機関へ通報を行う。

② 応急措置

毒物劇物が流出等により町民に保健衛生上の危害を及ぼす恐れがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講じる。

(2) 町及び消防本部その他関係機関**① 緊急通報**

安房健康福祉センター、警察本部及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

② 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

③ 救急医療

安房健康福祉センター、警察本部及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出・救護、避難誘導を実施する。

④ 水源汚染防止

安房健康福祉センターは、毒物劇物が水道水源を汚染する恐れがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

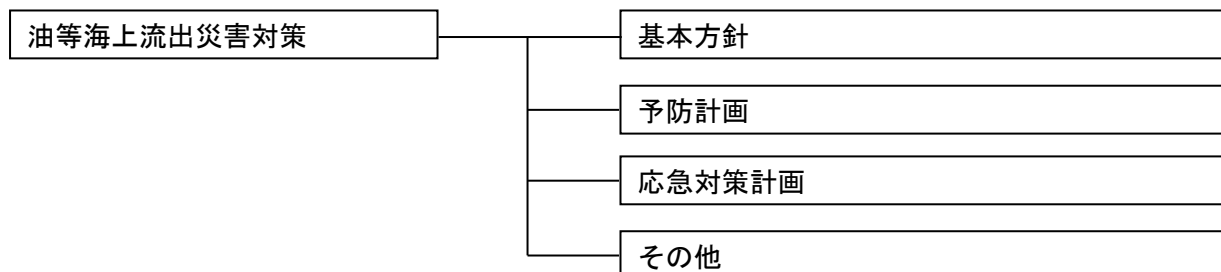
⑤ 避難

町は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の指示を行う。

第4章 油等海上流出災害対策

実施体制〔総務企画課、地域振興課、教育委員会、県、消防本部、消防団、各機関〕

<施策の体系>



第1節 基本方針

本県周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

1. 対象災害

本計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴う。

2. 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

町及び漁業協同組合は、防災関係機関等（第三管区海上保安部、県、自衛隊、海上災害防止センター、石油連盟）と連携して油等海上流出事故に関する業務を実施する。

町及び漁業協同組合が実施する業務は以下のとおりとする。

(1) 町

- (ア) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- (イ) 防災関係機関及び町民への情報提供
- (ウ) 事故の規模または被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- (エ) 漂着油の除去作業等
- (オ) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (カ) 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- (キ) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒ならびに付近住民に対する避難の指示
- (ク) 県または他の市町村等に対する応援要請
- (ケ) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- (コ) 油防除資機材の整備
- (サ) 回収油の一時保管場所等の調査協力
- (シ) 漁業者等の復旧支援

(2) 漁業協同組合

- (ア) 漁業被害の防止対策
- (イ) 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

3. 事故原因者等の責務

(1) 事故原因者等

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長または事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という）の主要な責務は、次のとおりである。

- (ア) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- (イ) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- (ウ) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣または連携の確保
- (エ) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- (オ) 被害者の損害等に対する補償

第2節 予防計画

1. 油防災情報の収集

町は、海上保安庁が公開している「大規模流出油関連情報」を活用し、日ごろから流出油により影響を受ける自然環境や各種施設等の所在地に係る情報を収集するように努める。

2. 広域的な活動体制

町、県及び国の各機関は、平時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

3. 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は、災害応急対策への備えに万全を期す。

(1) 情報連絡体制の整備

町、県及び第三管区海上保安本部等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておくこととする。

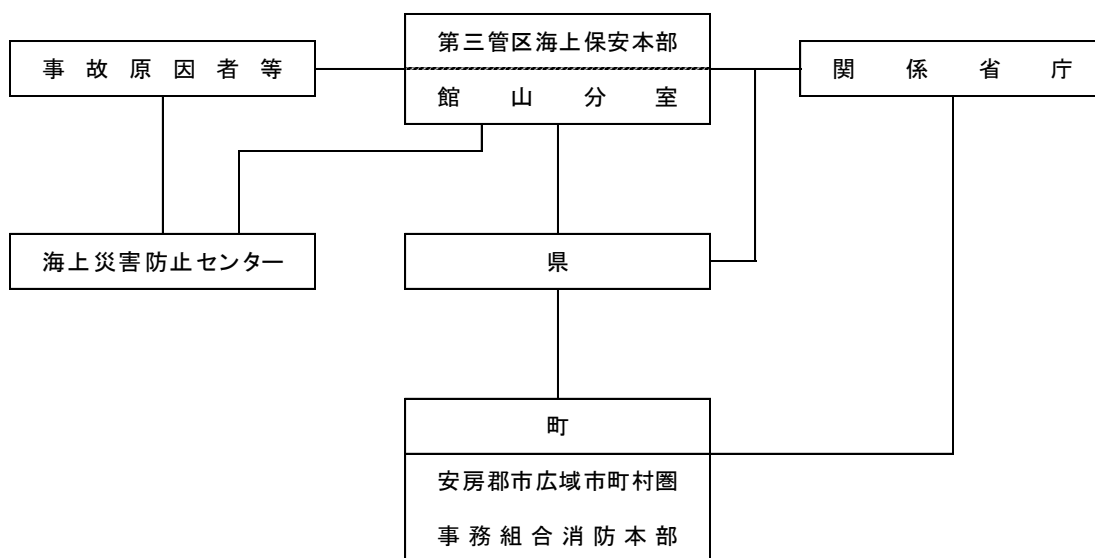


図 1.4.1 油等流出事故時の情報連絡体制の整備

(2) 油防除作業体制の整備

町は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

(3) 油防除資機材等の整備

(ア) 県は、油流出事故発生時に、町が行う漂着油防除作業等を支援するため、または自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努める。

(イ) 町は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

(ウ) 海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示または船舶所有者等の委託による排出油防除措置を実施するために、または船舶所有者等の利用に供するために必要な油防除資機材を保有する。

(4) 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第3節 応急対策計画

1. 防除方針

流出した油等は海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、町は防災関係機関や第三管区海上保安本部等と連携し、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

2. 情報連絡活動

(1) 町の活動

町は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生またはその恐れがあるときは、消防本部・消防団等との協力連携し、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を第三管区海上保安本部及び県に報告する。

(2) 事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったときまたは流出の恐れがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

3. 流出油の防除措置

(1) 県

(ア) 事故の規模または被害の状況に応じ、応急対策本部または災害対策本部を設置する。

(イ) 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。

(ウ) 町の行う漂着油の除去作業等について、資機材の提供や職員の派遣等により支援する。

(エ) 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。

(オ) 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。

(カ) 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」、「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。

(キ) 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。

(ク) 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

(2) 町

漂着油により海岸が汚染され、またはその恐れがある場合は、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

(3) 事故原因者等

- (ア) 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展開するなど対策を講じる。
- (イ) 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。
- (ウ) 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。
- (エ) 回収した油の適正な処理を行う。

4. 広報広聴活動

町及び県は、事故の規模、動向を検討し、次の効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

- (ア) 新聞、ラジオ、テレビ及びCATV等報道機関に対し、広報を要請すること。
- (イ) 町防災行政無線等による広報の実施。
- (ウ) インターネットの活用。
- (エ) 町民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置。

5. 環境保全等に関する対策

町及び県は、次に掲げる対策を実施し、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止、及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。

- (ア) 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- (イ) 異臭等の発生により、町民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、町民からの健康相談に対応する。
- (ウ) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

6. 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、(社)安房医師会等関係団体の協力を得て町が実施するが、必要に応じ県に対し協力・実施を要請する。

第4節 その他**1. 補償対策****(1) タンカーによる油流出事故の場合**

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は、被害に加え、損害を防止または軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

(2) タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。
また、漁業者及び観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。

(3) 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境

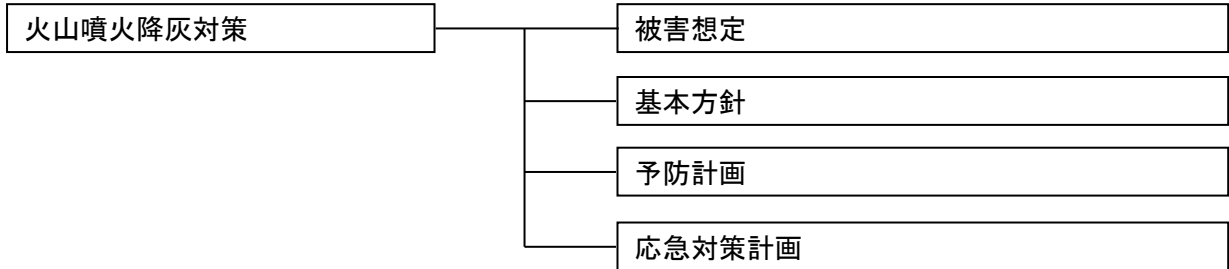
への影響の把握に努める。

第5章 火山噴火降灰対策

実施体制〔総務企画課、地域振興課、建設水道課〕

本章では、本町に火山噴火による大量の降灰があった場合の予防・応急対策について定める。

＜施策の体系＞



第1節 被害想定

町では富士山が噴火した場合、最大で約10cmの降灰堆積の可能性はある。

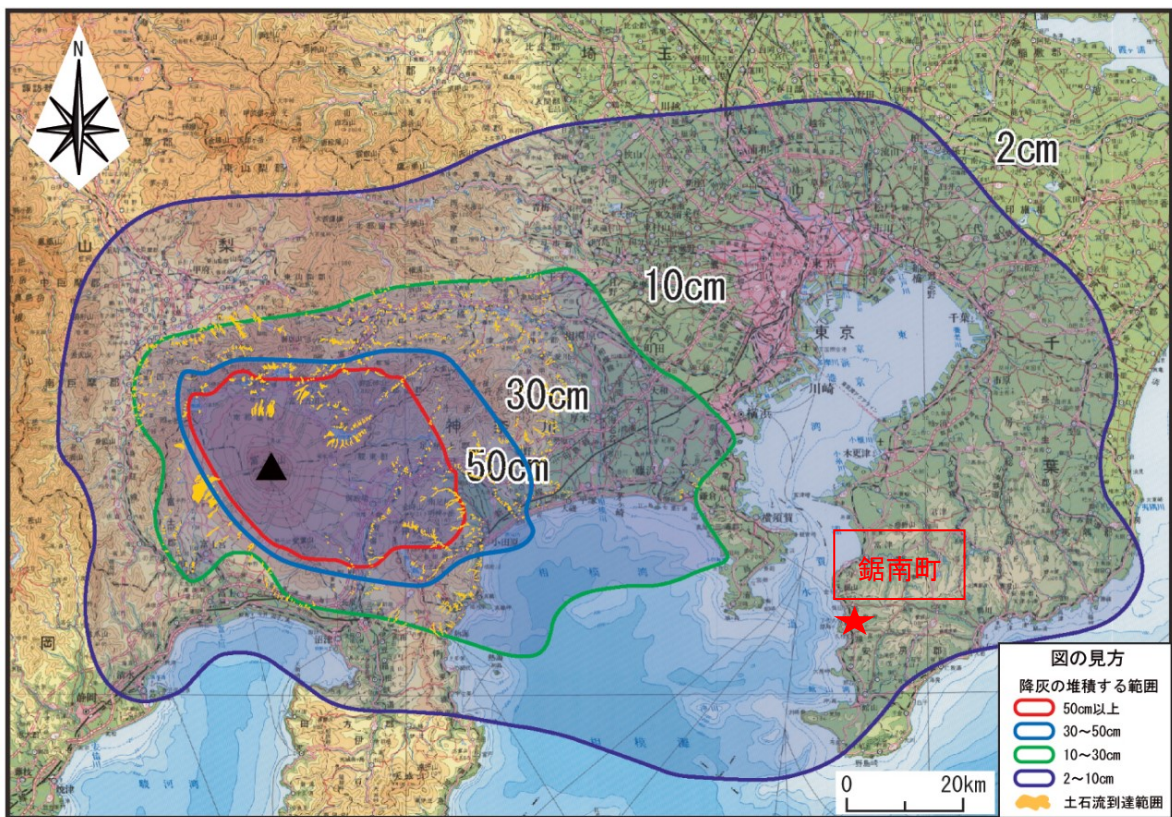


図 1.5.1 富士山噴火による降灰範囲と堆積量予測(富士山火山防災マップより)

第2節 基本方針

町では、富士山が噴火した場合、最大で10cmの降灰が予想されるが、町民生活に直接的に大きな影響が及ぶ被害は考えにくい。そのため、火山情報の普及・啓発の促進、火山の噴火や降灰に関する情

報伝達体制の整備等を定める予防対策、また、降灰が生じた場合の、町民への周知や降灰処理、回収に関わる応急対策を促進する。

第3節 予防計画

火山現象や前兆現象等の火山に関する情報が発表・報道されたときに、町民が情報を理解できるように火山情報、火山噴火に関する知識の普及・啓発を行う。

1. 噴火警報・噴火予報

気象庁が発表する火山情報等は以下の種類がある。

- ・噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）
- ・噴火警戒レベル
- ・噴火予報
- ・降灰予報
- ・火山ガス予報
- ・火山現象に関する情報等

2. 防災知識の普及・啓発

町民が適切に火山噴火や火山情報を理解できるように、火山に対する知識の普及・啓発を促進する。

- (ア) 火山情報の種類と発表基準の理解と周知
- (イ) 火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発
- (ウ) 降灰予想発表時や噴火時にとるべき行動等の周知
- (エ) 自分の住む地域の降灰予測状況の把握
- (オ) マスク・ゴーグル・水・食料・衣料品等の非常持ち出し用品の準備
- (カ) 火山降灰が農作物に与える影響の周知

第4節 応急対策計画

1. 情報の収集・伝達

降灰が予想されるときや降灰が確認されたときは、町は県などの関係機関と連携し、情報の収集、伝達に努める。

(1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が町内に降灰予想をしたとき、または、降灰が確認されたときは、町内の降灰分布を確認するとともに、气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、降灰状況を町民へ周知する。

(2) 県への報告

降灰に関する情報収集の結果は、被害状況とともに県へ報告する。

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

降灰が予想される場合は、町民に対して降灰時にとるべき行動を周知する。

- (ア) 外出時はマスクやゴーグルの着用、傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- (イ) 屋内に火山灰が入らないように窓を閉め、洗濯物は室内に干す。
- (ウ) 自動車運転時はライトを点灯し、ワイパー使用により視界を確保するとともに、スリッパに気を付ける。

2. 農業従事者への支援

火山降灰は農作物や土壌に影響を与えることが懸念されるため、降灰が予想される場合、または確認した場合、いち早く支援対策を講じる。

(ア) 農作物や被服施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ早く除去するように支援する。

(イ) 散水による徐灰は十分な水量を用いるよう指導する。

3. 降灰の処理と回収

火山灰の除去は、原則として土地所有者や管理者が行い、民有地では各家庭や各事業者が行う。

家庭から出された灰の回収は町が行い、事業所から排出された灰については、各事業者の責任で実施する。

火山灰は二重にしたポリ袋に集めて指定のごみ置き場に出すこととし、町は町民に対してこれを指導する。